

尾張旭市監査公表第3号

令和元年12月26日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

都市整備部下水道課

監査の指摘事項	措置状況
取付管設置位置承認に係る事務処理について、公印の押印が省略されているなど、取付管設置位置承認書（第9号様式）が尾張旭市下水道条例施行規則に定める様式と異なる様式を用いている。	取付管設置位置承認書について、尾張旭市下水道条例施行規則に定める第9号様式により発行するよう改めました。